



発行 新潟県

号外 1

平成26年7月11日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 67 職員の配偶者同行休業に関する条例(人事課)
- 68 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 69 新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例(法務文書課)
- 70 新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例の一部を改正する条例(法務文書課)
- 71 新潟県核燃料税条例(税務課)
- 72 新潟県県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課)
- 73 新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 74 新潟県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 75 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(商業振興課)

## 本号で公布された主な条例のあらまし

## ◇職員の配偶者同行休業に関する条例（新潟県条例第67号）

## 1 目的

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めることとしました。(第1条関係)

## 2 配偶者同行休業の承認

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができることとしました。(第2条関係)

## 3 配偶者同行休業の期間

配偶者同行休業の期間は、3年とすることとしました。(第3条関係)

## 4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第68号）

## 1 知事の給料の減額

平成26年8月1日から同月31日までの間、知事の給料月額100分の20を減額することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年8月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例（新潟県条例第69号）

## 1 新潟県個人情報保護審査会に関する規定の整備

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報保護評価を実施するため、新潟県個人情報保護審査会に関する規定の整備を行うこととしました。(第44条関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第70号）

## 1 調査委員会の設置期間の延長

平成22年6月に新潟県立高等学校の生徒が自殺した案件について、引き続き調査及び検証を行うため、新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県核燃料税条例（新潟県条例第71号）

## 1 価額割に係る核燃料税

価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課することとし、次に掲げる事項その他必要な事項を定めることとしました。

(1) 価額割の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とすること。(第7条関係)

(2) 価額割の税率は、100分の8.5とすること。(第8条関係)

## 2 出力割に係る核燃料税

出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課することとし、次に掲げる事項その他必要な事項を定めることとしました。

(1) 出力割の課税標準は、各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とすること。(第7条関係)

(2) 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、3万3,000円とすること。(第8条関係)

## 3 施行期日

この条例は、地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

## ◇新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第73号）

- 1 基金の設置期間の延長  
介護老人福祉施設等介護基盤の整備の促進を図るため、新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第74号）

- 1 基金の設置期間の延長  
介護老人福祉施設等の円滑な開設の支援のため、新潟県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

## 条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 職員の配偶者同行休業に関する条例
- (2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県核燃料税条例
- (6) 新潟県県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- (9) 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

平成26年7月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県条例第67号

## 職員の配偶者同行休業に関する条例

## (目的)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (配偶者同行休業の承認)

**第2条** 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

## (配偶者同行休業の期間)

**第3条** 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

## (配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

**第4条** 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

## (配偶者同行休業の承認の申請)

**第5条** 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認められる書類の提出を求めることができる。

## (配偶者同行休業の期間の延長)

**第6条** 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

## (配偶者同行休業の承認の取消事由)

**第7条** 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項において同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。
- (3) 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）第15条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）第14条の規定に基づく人事委員会規則で定める場合（配偶者同行休業をしている職員の出産の場合に限る。）における特別休暇を取得することとなったこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

## (届出)

**第8条** 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第3号に掲げる事由に該当することとなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなった場合

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

**第 9 条** 任命権者は、第 2 条又は第 6 条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第 3 項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第 2 号に掲げる任用は、申請期間について 1 年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

5 第 2 項の規定は、第 3 項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

**第 10 条** 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

**第 11 条** 職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年新潟県条例第 49 号）第 7 条の 4 第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数（地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

**第 12 条** この条例に定めるもののほか、配偶者同行休業の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新潟県職員定数条例の一部改正)

2 新潟県職員定数条例（昭和 24 年新潟県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(定数外の職員) <b>第 2 条の 2</b> 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 配偶者同行休業中の職員</u>	(定数外の職員) <b>第 2 条の 2</b> 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。 (1)～(5) (略)

(新潟県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

3 新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和 27 年新潟県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前

<p><b>第2条の2</b> 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>配偶者同行休業中の職員</u></p>	<p><b>第2条の2</b> 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

(新潟県地方警察職員定員条例の一部改正)

- 4 新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定員外の職員)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる職員は、第2条の定員外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>配偶者同行休業中の職員</u></p>	<p>(定員外の職員)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる職員は、第2条の定員外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(新潟県病院事業職員定数条例の一部改正)

- 5 新潟県病院事業職員定数条例（昭和30年新潟県条例第68号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数外の職員)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>配偶者同行休業中の職員</u></p>	<p>(定数外の職員)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(新潟県企業局職員定数条例の一部改正)

- 6 新潟県企業局職員定数条例（昭和34年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数外の職員)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>配偶者同行休業中の職員</u></p>	<p>(定数外の職員)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(1)の2 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第10条</b> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第10条</b> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p><b>第25条</b> 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p><b>第25条</b> 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>ア・イ (略)</p>
--	---

(新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

8 新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この項において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(任命権者の報告)</p> <p><b>第2条</b> 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p><b>第2条</b> 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

9 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成25年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(大学院等派遣研修費用の償還)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号）第2条の規定による配偶者同行休業をした期間</u></p>	<p>(大学院等派遣研修費用の償還)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

## 新潟県条例第68号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 知事の給料月額については、<u>平成26年8月1日</u>から同月31日までの間、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 知事の給料月額については、<u>平成21年4月1日</u>から同月30日までの間、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p>

**附 則**

この条例は、平成26年8月1日から施行する。



## 新潟県条例第69号

新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（審査会の設置等）</p> <p><b>第44条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審査会は、前2項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に<u>建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>審査会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u></p> <p>6 <u>専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。</u></p> <p>7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 <u>専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>10 <u>委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>11 （略）</p> <p>12 <u>審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。</u></p> <p><b>第58条</b> <u>第44条第10項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>（審査会の設置等）</p> <p><b>第44条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審査会は、前2項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に<u>建議する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>8 （略）</p> <p><b>第58条</b> <u>第44条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第70号

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例の一部を改正する条例

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会条例（平成25年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略) (この条例の <u>廃止</u> )	1 (略) (この条例の <u>失効</u> )
2 この条例は、 <u>第2条各号に掲げる調査及び検証が終了したときは、速やかに、廃止するものとする。</u>	2 この条例は、 <u>この条例の施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。</u>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**新潟県条例第71号**

## 新潟県核燃料税条例

(課税の根拠)

**第 1 条** 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(用語の定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第 2 条第 5 項に規定する発電用原子炉をいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

**第 3 条** 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別に定めがあるもののほか、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の定めるところによる。

(価額割の納税義務者等)

**第 4 条** 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の 3 の11第 1 項の規定により原子力規制委員会が行う検査（以下「原子炉等規制法に規定する使用前検査」という。）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第 1 項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う検査（以下「電気事業法に規定する使用前検査」という。）の全てに合格した日（以下「使用前検査合格日」という。）
- (2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の 3 の15の規定により原子力規制委員会が行う検査（以下「施設定期検査」という。）の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該施設定期検査が終了した日
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(出力割の納税義務者等)

**第 5 条** 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

(課税期間)

**第 6 条** この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる期間とする。

- (1) 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
- (2) 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (3) 10 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (4) 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

- (1) 発電用原子炉の廃止に係る電気事業法第 9 条第 1 項の規定による届出（以下「廃止届出」という。）をした場合であって、前項各号に掲げる期間の途中において当該廃止届出に係る廃止をした場合（第 3 号の場合を除く。） 当該廃止届出に係る廃止をした日の前日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該廃止をした日の前日まで
- (2) 前項各号に掲げる期間の途中において原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査の全てに合格した場合（次号の場合を除く。） 当該使用前検査合格日から当該使用前検査合格日の属する前項各号に掲げる期間の末日まで
- (3) 前項各号に掲げる期間の途中において原子炉等規制法に規定する使用前検査及び電気事業法に規定する使用前検査の全てに合格し、かつ、廃止届出に係る廃止をした場合 当該使用前検査合格日から当該廃止届出に係る廃止をした日の前日まで

(課税標準)

**第 7 条** 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料の発電用原子

炉への挿入につき既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

- 2 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。
- 3 第1項の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定により許可を受けた発電用原子炉の同条第2項第3号に規定する熱出力(原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更後の熱出力)とする。
- 4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(税率)

**第8条** 価額割の税率は、100分の8.5とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、3万3,000円とする。

(徴収の方法)

**第9条** 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

**第10条** 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日(第7条第2項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日)までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

- 2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。
- 3 前2項の規定により申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によつて納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

**第11条** 核燃料税の納税者は、課税標準額若しくは課税標準たる熱出力若しくは税額の更正若しくは決定の通知、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、不足税額(更正により増加した税額又は決定による税額をいう。)又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に記載された納期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

(課税地等)

**第12条** 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税条例の適用については、同条例第4条第1項中「(11) 固定資産税」

「(11) 固定資産税」とあるのは「(12) 核燃料税」と、同条例第8条第2項第2号中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地(核燃料税に係る徴収金にあっては、発電用原子炉の所在地)」と、同条例第9条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県核燃料税条例(平成26年新潟県条例第71号)」と、同条第2項第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税、核燃料税」とする。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

- 3 施行日の属する課税期間の初日は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日とする。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

- 5 この条例は、施行日からこの条例の失効の日（以下「失効日」という。）の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、失効日以後においても、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

- 6 失効日の前日の属する課税期間の末日は、第6条第1項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日（第6条第2項第1号及び第3号に規定する廃止届出に係る廃止をした日の前日が失効日の属する月の前月の末日後である場合にあっては、失効日の前日）とする。
-

新潟県条例第72号

新潟県県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(法人税割の税率) <b>第22条</b> 法人税割の税率は、<u>100分の3.2</u>とする。</p> <p>(法人の課税標準の区分経理) <b>第30条</b> 医療法人で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について<b>法第72条の23第2項</b>(所得割の課税標準の算定の方法)の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総益金及び総損金に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例) <b>第17条の2</b> 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税(平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税(以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。)に限る。)の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) 法第72条の2第1項第1号イ(事業税の納税義務者等)に掲げる法人(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略) ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の2.2</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.2</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.3</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3	<p>(法人税割の税率) <b>第22条</b> 法人税割の税率は、<u>100分の5</u>とする。</p> <p>(法人の課税標準の区分経理) <b>第30条</b> 医療法人で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について<b>法第72条の23第1項ただし書</b>(所得割の課税標準の算定の方法)の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総益金及び総損金に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例) <b>第17条の2</b> 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税(平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税(以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。)に限る。)の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) 法第72条の2第1項第1号イ(事業税の納税義務者等)に掲げる法人(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額 ア・イ (略) ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の1.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2.2</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2.9</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.2	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の2.9
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.5												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.2												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の2.9												

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.6

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6.7

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額とする。

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額  
ア・イ（略）

ウ 各事業年度の所得に100分の4.3を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.6を乗じて得た金額

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の6.7を乗じて得た金額

**第17条の3** 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の3.6

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の5.3

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額に100分の0.7を乗じて得た金額とする。

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額  
ア・イ（略）

ウ 各事業年度の所得に100分の2.9を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の5.3を乗じて得た金額

**第17条の3** 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当

<p>該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の3.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td>100分の4.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td>100分の5.5</td> </tr> </table> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額</p> <p>2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税(暫定措置に係る法人の事業税に限る。)の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額</td> <td>100分の4.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td>100分の5.5</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.6	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5	各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の4.6	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5	<p>該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の2.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額</td> <td>100分の3.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td>100分の4.3</td> </tr> </table> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.7を乗じて得た金額</p> <p>2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税(暫定措置に係る法人の事業税に限る。)の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額</td> <td>100分の3.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額</td> <td>100分の4.3</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の3.6	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の4.3	各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の3.6	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の4.3
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4																				
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.6																				
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5																				
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の4.6																				
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5																				
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7																				
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の3.6																				
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の4.3																				
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の3.6																				
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の4.3																				

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

**第2条** 法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p><b>第2条</b> 昭和50年8月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成29年3月31日までの間に開始する各連結事業年度(法人税法(昭和40年法律第34号)第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、<u>100分の4</u>とする。</p> <p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p><b>第3条</b> 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除き、地方税法(昭和25年法律第226号)第24条第6項において法人とみなされるものを含む。)であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(地方税法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対</p>	<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p><b>第2条</b> 昭和50年8月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成29年3月31日までの間に開始する各連結事業年度(法人税法(昭和40年法律第34号)第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、<u>100分の5.8</u>とする。</p> <p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p><b>第3条</b> 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除き、地方税法(昭和25年法律第226号)第24条第6項において法人とみなされるものを含む。)であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(地方税法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対</p>



する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2～5 (略)

#### 附 則

1～7 (略)

(産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税)

8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）第2条第1項に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成29年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したものに對する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。

(1)・(2) (略)

9～12 (略)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税条例第30条の改正は、平成28年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）第22条及び第2条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 新条例附則第17条の2及び第17条の3の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2～5 (略)

#### 附 則

1～7 (略)

(産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税)

8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）第2条第1項に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成29年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したものに對する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。

(1)・(2) (略)

9～12 (略)

## 新潟県条例第73号

新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例

新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例（平成21年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第74号

新潟県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

新潟県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第75号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)~(5) (略)		(1)~(5) (略)	
(6) 産業労働観光部関係		(6) 産業労働観光部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
6の2 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) <u>第38条第2項</u> の規定による変更の届出の受理	(略)	6の2 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) <u>第37条第2項</u> の規定による変更の届出の受理	(略)
(略)		(略)	
(7)~(9) (略)		(7)~(9) (略)	

(新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 この条例において「土地利用関係計画」とは、次の各号のいずれかに該当する計画又は方針をいう。	6 この条例において「土地利用関係計画」とは、次の各号のいずれかに該当する計画又は方針をいう。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) <u>第9条第14項</u> の規定により公表された同項の認定基本計画	(3) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号) <u>第9条第11項</u> の規定により公表された同項の認定基本計画
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
7~9 (略)	7~9 (略)
(特定施設の新設に関する届出)	(特定施設の新設に関する届出)
第8条 (略)	第8条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 第1項の規定は、次に掲げる特定施設の新設については、適用しない。	6 第1項の規定は、次に掲げる特定施設の新設については、適用しない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 中心市街地の活性化に関する法律第65条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域の区域内に新設される特定施設	(3) 中心市街地の活性化に関する法律第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域の区域内に新設される特定施設
7 (略)	7 (略)

附 則

この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第30号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。